

農林水産省国立研究開発法人審議会

第2回林野部会

林野庁森林整備部研究指導課

農林水産省国立研究開発法人審議会  
第2回林野部会

日時：平成27年8月12日（水）～18日（火）

議 事 次 第

1. 議 事

- (1) 国立研究開発法人森林総合研究所の第3期中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて

平成27年8月11日に農林水産大臣は、農林水産省国立研究開発法人審議会に対し、「国立研究開発法人森林総合研究所の第3期中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直し」について諮問し、書面審議による同審議会第2回林野部会が開催された。

<委員>

酒井秀夫委員、田村早苗委員、志賀和人臨時委員、徳地直子臨時委員、文野清正臨時委員、榎本長治専門委員、小島克己専門委員、中山榮子専門委員

<書面審議概要>

平成27年8月12日（水）～18日（火）に行った書面審議では、組織・業務全般の見直し案に対して、以下のような主旨の意見があった。

○業務全般の見直しについては、研究開発業務における研究課題の重点化、とくにハブ機能としての役割、橋渡し機能の強化など、国立研究開発法人としての機能強化と社会貢献が図られ、高く評価できる。

森林保険業務、水源林造成事業、広報業務も事業の一層の推進が図られようとしている。

内部統制の充実・強化、人材の確保・育成も重点項目である。

○下記の項目の（ ）の箇所、「森林所有者に」または「森林災害リスクの軽減に」のいずれかを挿入すべき。

## 2 森林保険業務

森林保険業務は平成27年4月に政府から森林国営保険を承継して開始したところであり、この保険業務を適正かつ効率的・効果的に運営し、森林保険制度が（ ）広く利用されるよう、保険への加入促進、被保険者へのサービスの向上を推進する。

○森林総合研究所は国立研究機関として、他の機関ではできない、長期的、基礎的な研究を引き続き行っていく必要がある。将来の課題を考慮すること自体が森林総研の重要な責務である。

○適切な見直しと方針決定がなされている。

書面審議の結果、一部、語句の追記修正の答申がなされた。